

諮問に係る審議事項1の報告の素案について（第3章）

第3章 ふるさと青森を愛し、誇りに思う人づくりを推進するための方策

1 公民館等の社会教育施設における子どもたちの継続的な地域学習の推進について

公民館等の社会教育施設における子どもたちの継続的な地域学習を推進するため、以下の3つの視点で方策をまとめる。

(1) 子どもたちの地域愛を育むための方策

〈地域愛を育むことについて〉

地域の持続を目指し、次世代を担う子どもたちが「このまちに生まれてよかった、自分が引き継ぎたい」と思える地域を、大人たちが作る事が重要である。そのためには、子どもたちを地域みんなで愛していくことが大切である。

〈方策〉

ア 地域に生きる大人の姿勢（公民館等の社会教育施設職員なども含めた大人に求められる姿勢）

- ・地域の大人のための地域学習
- ・地域の大人が楽しむ姿勢（子どもたちが見られるようにする）

イ 子どもが自己決定・意見表明・参画できる環境づくり

- ・「意見を聴かれるこどもの権利」「最善の利益を第一次的に考慮されるこどもの権利」と大人（社会）側の応答責任
- ・こどもの権利条約の理念に基づいた社会教育施設の環境づくり
- ・学校運営協議会へのこどもの参画（子どもと共につくる地域学校協働活動、子どもと共に取り組む「学校を核とした地域づくり」）

ウ 子どもを主役とした機会（事業）の充実

- ・子どもたちの居場所や出番をつくる
- ・こどもの思い（参画）を軸にした機会（事業）の充実
- ・「地域を変える力」を育み、培っていける機会（事業）の充実

(2) 幼少期からの年代に応じた地域学習の進め方

〈地域学習について〉

「地域」は、成長していく過程で地域のエリアが広がるため、当事者意識のもてる範囲とする。また、「学習」は、こどもたちが周りの環境（＝地域のヒト・モノ・コト）と相互作用を及ぼし合いながら自分を変えていくこと、地域の人との関わりの中で自分を変えていくこととして捉える。

〈方策〉

ア 地域学習を始められる環境づくり

- ・こどもたちが気軽にできる環境
- ・ニーズと人財を合わせた活動のための仕組みづくり

イ 地域学習の機会（事業）づくり

- ・公民館等の社会教育施設の主催事業
- ・幼少期からの地域学習
- ・多様な主体（学校・町会・子ども会等）との連携
- ・体験やアウトプット型、実践を生かした地域学習（強制するものではなく、機会（事業づくり）の視点として）
- ・地元の魅力・課題の再発見のきっかけとなる、他地域との交流を生かした地域学習
- ・SNS や Instagram 等の媒体を活用した、こどもたちの興味を惹くような機会（事業）づくり
- ・人と関わりのある機会（事業）づくり

ウ 地域学習の展開

- ・地域学習の幅を広げる公民館、図書館、博物館等のつながり
- ・ブラッシュアップをするための評価や省察（「たのしさ」「よきこと」によって駆動する AAR サイクル※）

※AAR サイクル：OECD が提唱する「Anticipation（見通し）」「Action（行動）」「Reflection（振り返り）」の3段階を循環させる学習・行動プロセス

(3) 地域の大人たちの学び・活動の成果を子どもたちの地域学習に生かすための方策
〈地域を次世代につなぐことについて〉

地域（社会）は、今の世代から次の世代に引き継がれるとともに、次の世代によってつくり変えられながら、受け継がれていく。

〈方策〉

ア 大人と子どもたちが共に活動し、語り合う場の創出

- ・大人が地域で活動している場に子どもが参加することで、地域を学び、地域を知る
- ・地域と関わりのあるさまざまな大人との活動
- ・こどもの活動に、大人が参加

イ 地域サークル、団体の方を講師にした地域学習の機会（事業）づくり

- ・公民館における地域との大人とのつながり
- ・公民館のもっている地域人材の活用

ウ 学校運営協議会や町内会などの仕組みの活用

- ・地域学校協働活動推進員と公民館職員との連携
- ・探究活動とのつながり